

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第一条（略）

（特定無線設備等）

第一条（略）

（特定無線設備等）

第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

一 五十六（略）

一 五十六（略）

五十六の二 設備規則第三十五条から第三十七条の二までにおいてその無線設備の条件が定められている超短波放送（デジタル放送を除く。）を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・二五ワット以下のもの

五十七 設備規則第三十七条の十及び第三十七条の二十七の十一においてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備（他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

五十七の二 設備規則第三十七条の十から第三十七条の二十七の十一までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

五十七の二 設備規則第三十七条の十から第三十七条の二十七の十一までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

五十七の三 六十六（略）

五十七の三 六十六（略）

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条

関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一 装 置	二 試 験 項 目	三 測 定 器 等	四 特 定 無 線 設 備 の 種 別
	(略)		
			(略)
			(略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条

関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一 装 置	二 試 験 項 目	三 測 定 器 等	四 特 定 無 線 設 備 の 種 別
	(略)		
			(略)
			(略)

を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十六号の二、第五十七号、第五十七号の二又は第五十七号の三である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)で並びにロ(2)び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)から(5)まで、第四十九条の

信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第十四号の二、第二十号の二、第二十二号、第二十五号の三、第二十五号の六、第二十八号、第二十八号の二、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第五十七号、第五十七号の二又は第五十七号の三である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条の二十七の十第四項、第三十七条の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九条の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号及び第二号、第四十九条の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九条の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九条の七第一号ロ(4)、第四十九条の八の三第二項第二号、第四十九条の十八第一号イ(1)から(3)まで並びにロ(2)及び(3)、同条第二号イ(1)及び(3)

二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからちまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

二・三 (略)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一～第五 (略)

第六 第2条第1項 第56号の2、第57号 又は第57号の2に規定する放送局に使用するための無線設備の工事設計書

から(5)まで、第四十九条の二十三第一号イ(2)、同条第二号イ(1)及び(2)、第四十九条の二十四の二第一号ロからへまで並びに第二号イ及びロ、第四十九条の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九条の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、第四十九条の二十七第二項、第五十四条第二号へからちまで、第五十四条第四号イ(6)、第五十四条の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七条の二の二第三項又は第五十七条の三の二第三項に定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。)を行う。

二・三 (略)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一～第五 (略)

第六 第2条第1項 第57号 又は第57号の2に規定する放送局に使用するための無線設備の工事設計書

長
辺

工事設計書				
1 送信方式				
送信機	(1) 定格出力		(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
	(3) 発振			
	(4) 変調			
	(5) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
受信機	(1) 通過帯域幅			
	(2) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
4 空中線	(1) 型式及び構成			(2) 利得
5 附属装置等の種類及び型式又は名称				
6 その他の工事設計				
7 添付図面		(1) 無線設備系統図 (2) 空中線指向図		
8 参考事項				

短 辺 (日本工業規格A列4番)

長
辺

工事設計書				
1 送信方式				
送信機	(1) 定格出力		(2) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
	(3) 発振			
	(4) 変調			
	(5) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
受信機	(1) 通過帯域幅			
	(2) 製造者名等	製造者名	型式又は名称	製造番号
4 空中線	(1) 型式及び構成			(2) 利得
5 附属装置等の種類及び型式又は名称				
6 その他の工事設計				
7 添付図面		(1) 無線設備系統図 (2) 空中線指向図		
8 参考事項				

短 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 1の欄は、「超短波放送標準方式」、「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送標準方式」、「標準テレビジョン放送(デジタル放送)標準方式」又は「高精細度テレビジョン放送(デジタル放送)標準方式」のように記載すること。

2 2の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。なお、定格出力を低下させて使用する場合は、定格出力、その低下させる方法及びその低下後の出力を記載することとし、また、可変設定する場合は、その最小空中線電力と最大空中線電力を記載すること。

(記載例) F 8 E 1 W (固定減衰器使用、0.25W)
F 8 E 0.001Wから0.25Wまで(可変減衰器使用)
X 7 W 0.1W (固定減衰器使用、0.05W)
X 7 W 0.001Wから0.05Wまで(可変減衰器使用)

3 2の(2)の欄は、「F 8 E 76.1MHzから94.9MHzまで」又は「X 7 W 470MHzから710MHzまで」のように記載すること。

4～6 (略)

7 3の(1)の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6 dB低下の幅を、470MHz以上の場合は3 dB低下の幅を記載すること。
2以上の受信機を有する場合は、各受信機の通過帯域幅を記載すること。

8 (略)

9 4の(1)の欄は、次によること。

(1) 偏波面並びに輻射器、反射器、導波器等がある場合には、その区別及び素子数を記載すること。

(2) 放物面鏡、電磁ホーン等については、その直径又は長径及び短径を記載すること。

10 4の(2)の欄は、相対利得で表示すること。ただし、中波放送の周波数の電波を受信するものにあつては、短小垂直空中線に対する利得(dB)を記載すること。

11 5の欄は、無線設備のうち、2の欄から4の欄までに記載しない装置を記載すること。

注1 1の欄は、「標準テレビジョン放送(デジタル放送)標準方式」又は「高精細度テレビジョン放送(デジタル放送)標準方式」のように記載すること。

2 2の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。なお、定格出力を低下させて使用する場合は、定格出力、その低下させる方法及びその低下後の出力を記載することとし、また、可変設定する場合は、その最小空中線電力と最大空中線電力を記載すること。

(記載例) X 7 W 0.1W (固定減衰器使用、0.05W)
X 7 W 0.001Wから0.05Wまで(可変減衰器使用)

3 2の(2)の欄は、「X 7 W 470MHzから710MHzまで」のように記載すること。

4～6 (略)

7 3の(1)の欄は、3 dB低下の幅を記載すること。

8 (略)

9 4の(1)の欄は、次によること。

(1) 偏波面並びに輻射器、反射器、導波器等がある場合には、その区別及び素子数を記載すること。

(2) 放物面鏡、電磁ホーン等については、その直径又は長径及び短径を記載すること。

10 4の(2)の欄は、相対利得で表示すること。

11 5の欄は、無線設備のうち、2の欄から4の欄までに記載しない装置を記載すること。

12 6の欄は、次によること。

(1) 第2条第1項第56号の2に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合、設備規則別図第2号において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差の絶対値が200kHz以上300kHz未満及び300kHz以上における平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。

(2) 第2条第1項第57号又は第57号の2に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合、設備規則別図第4号の8の8において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差が±4.36MHzにおける平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。

(3) 1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

なお、第2条第1項第57号の2に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合、当該無線設備を構成する送信装置、受信装置又は中継線若しくは連絡線に接続する分配器等に接続する設備規則第37条の27の10の2に規定する有線テレビジョン放送施設等からの影響により、当該無線設備を構成する送信装置又は受信装置の電気的特性に変更を来すこととならないことを説明した書類を添付すること。

13 7の欄の添付図面の記載等は、次によること。

(1) 7の欄の(1)の図面は、当該無線設備を構成する受信空中線から送信空中線までの範囲について、送信装置及び受信装置の系統、各系統の用途及び周波数並びに送信装置、受信装置及び空中線の接続系統を記載すること。ただし、第2条第1項第57号の2に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合、当該無線設備と接続する設備規則第37条の27の10の2に規定する有線テレビジョン放送施設等に限り記載を要しない。

(記載例)

ア 第2条第1項第56号の2に規定する地上基幹放送局に

12 6の欄は、次によること。

(1) 設備規則別図第4号の8の8において当該無線設備に適用される搬送波の周波数からの差が±4.36MHzにおける平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。

(2) 1の欄から5の欄までの記載事項以外の工事設計について電波法第3章に規定する技術基準に適合している旨を記載すること。

なお、第2条第1項第57号の2に規定する放送局に使用するための無線設備の場合、当該無線設備を構成する送信装置、受信装置又は中継線若しくは連絡線に接続する分配器等に接続する設備規則第37条の27の10の2に規定する有線テレビジョン放送施設等からの影響により、当該無線設備を構成する送信装置又は受信装置の電気的特性に変更を来すこととならないことを説明した書類を添付すること。

13 7の欄の添付図面の記載等は、次によること。

(1) 7の欄の(1)の図面は、当該無線設備を構成する受信空中線から送信空中線までの範囲について、送信装置及び受信装置の系統、各系統の用途及び周波数並びに送信装置、受信装置及び空中線の接続系統を記載すること。ただし、第2条第1項第57号の2に規定する放送局に使用するための無線設備の場合、当該無線設備と接続する設備規則第37条の27の10の2に規定する有線テレビジョン放送施設等に限り記載を要しない。

使用するための無線設備の場合

(※別添1)

イ 第2条第1項第57号又は第57号の2に規定する地上基幹放送局に使用するための無線設備の場合

(※別添2)

(2) 7の欄の(2)の図面は、送信空中線に限り、水平面及び垂直面の指向特性を記載すること。

別表第三号～別表第五号 (略)

様式第1号～第6号 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(様式略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

(記載例)

(※別添2)

(2) 7の欄の(2)の図面は、送信空中線に限り、水平面及び垂直面の指向特性を記載すること。

別表第三号～別表第五号 (略)

様式第1号～第6号 (略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号[R]及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(様式略)

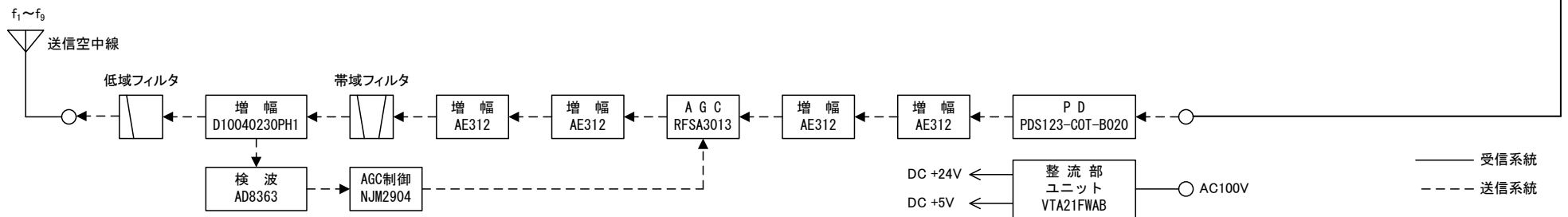
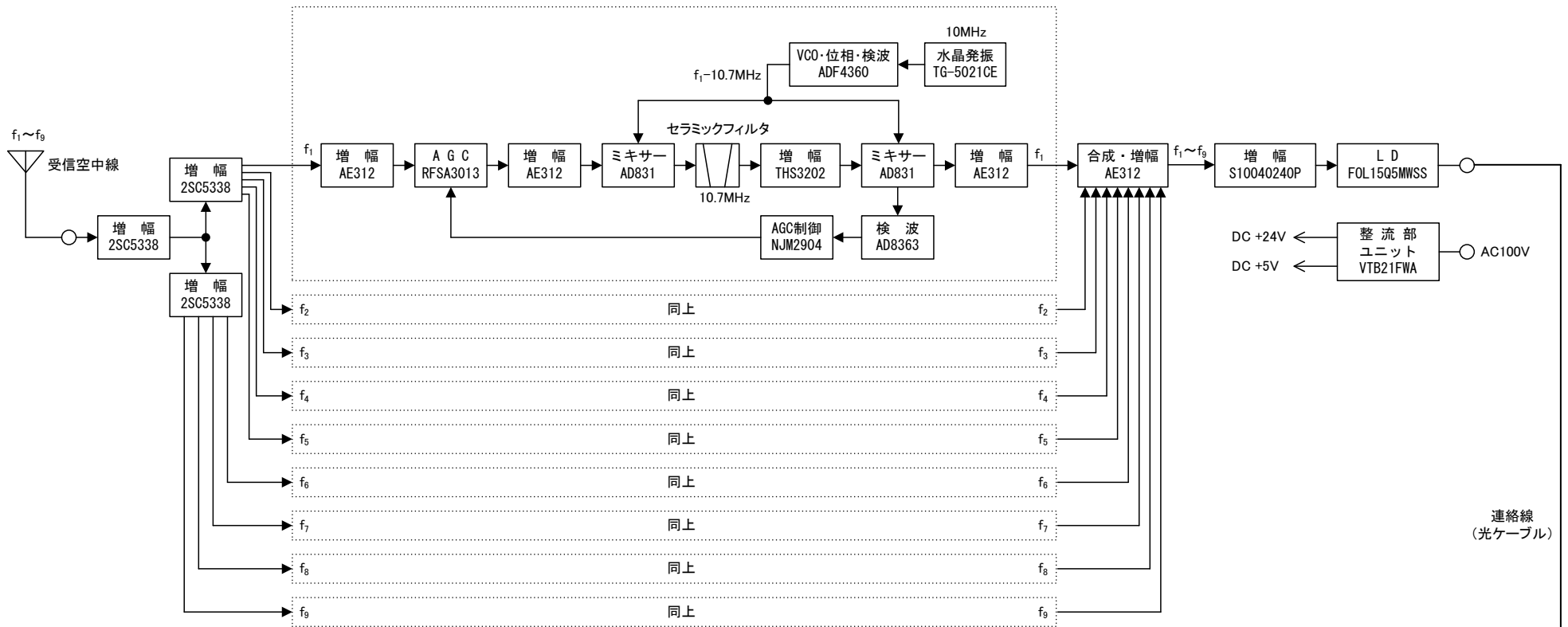
注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第54号の3に掲げる無線設備	NT
第2条第1項第56号の2に掲げる無線設備	GF
第2条第1項第57号に掲げる無線設備	OV
(略)	(略)

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第54号の3に掲げる無線設備	NT
第2条第1項第57号に掲げる無線設備	OV
(略)	(略)

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照条文 別添1



特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照条文 別添2

